

平成30年度 新潟市新津地域交流センターの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新津地域交流センター管理運営委員会
評価対象の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目		評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1	利用時間等	○	協定書に基づき適正に管理業務に取り組んでいます。利用者アンケートを実施し、施設の運営に利用者の意見を反映しました。年間約6万人の利用がありました。
2	適正な人員配置	○	
3	施設の貸出	○	
4	管理運営に関する基本方針	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	要望や苦情等への対応	○	
7	緊急体制(事故、救急等)	○	

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目		評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1	地域貢献活動	○	毎月1回職員ミーティングを開催し、スタッフ全員で課題を情報共有して検討しました。「七夕飾り」「新津地域交流まつり」「イルミネーション」などの自主事業を通して、関係団体と連携して交流の場の提供と施設の集客を図りました。
2	情報提供	◎	
3	雇用・労働	○	
4	サービス向上の観点	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目		評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1	建物保守管理等	○	空調設備の故障など早急に市への報告を行い対応し、施設利用者への影響なく管理運営を行いました。利用者施設内に事務所のある各団体と合同で防災訓練に取り組みました。管理記録は適正に管理されていました。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	○	
4	清掃・警備等	○	
5	修繕	○	
6	再委託	○	
7	災害等への対応	○	
8	関係団体、地域との連絡調整	◎	
9	管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目		評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1	管理経費等の縮減	◎	猛暑による光熱水費の使用料の増加がありましたが、継続的に経費の縮減に努めています。
2	利用料金	○	
3	利用者増等	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

現地調査日:令和元年5月20日

指定管理者である新津地域交流センター管理運営委員会は、コミュニティ協議会、各種地域団体代表者で組織され定期的に管理運営について会議を開催し、諸課題について迅速に対応しています。多様な利用者のニーズに対応するため、職員間・関係団体との情報共有を図り努力しています。サービスの提供・地域活動・施設の管理などサービス水準を達成しており、指定管理者として「優良」と評価しました。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域総務課 企画・地域振興グループ 0250-25-5670(直通)